

出水市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり公表する。

令和5年3月22日

出水市監査委員 吉本純久  
同 池田幸弘

# 令和4年度定期監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 第2 監査の対象部局等

政策経営部、市民部、保健福祉部、高尾野支所、野田支所、議会事務局、  
会計室、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、  
公平委員会、保育園・施設、水道部、医療センター、教育委員会、  
商工観光部、農林水産部、建設部

※ 監査対象部課、対象期間及び実施期間は、別表のとおりである。

## 第3 監査の着眼点

事務事業の執行状況等について、以下の項目に重点を置いて監査を実施した。

### 1 予算の執行

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

### 2 収入・支出

(1) 調定の時期及び手続きは適正か。

(2) 不納欠損処分は、適時、かつ適正に行われているか。

(3) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

### 3 財産管理事務

(1) 財産の取得及び処分の手続きは適正か。違法又は不当なものはないか。

(2) 財産の貸付期間及び貸付料その他貸付条件・理由は適正、適切か。また、  
統一的な取扱いがなされているか。

(3) 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。

### 4 事務事業の執行

(1) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 各種帳簿、書類の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等は適切に行わ  
れているか。

(3) 事務処理の手續に内部統制が有効に機能しているか。

### 5 重点項目

(1) 契約事務及び補助金交付事務が適切に行われているか。

(2) 公有財産の管理及び運用は適切に行われているか。

## 第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた諸帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取及び必要に応じて現地調査を行い、出水市監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に基づいて監査を実施した。

## 第5 監査の結果

前記の方法により監査した限りにおいて、事務事業はおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に改善等を要する事項が見受けられた。

なお、監査結果に係る指導事項等の判断基準は、別紙「参考資料」のとおり区分し、本報告書に記載するに至らなかった「注意事項」については、監査結果の講評の際に文書及び口頭で指導した。

### 1 公有財産台帳の管理及び整備について【検討事項】

令和4年度の重点項目として、公有財産の管理及び運用を設定し、出水市公有財産管理規則（以下「規則」という。）第12条及び第14条に掲げる公有財産台帳の提出を求め、監査を実施した。

土地及び建物の公有財産台帳については、財政課所管の公有財産管理システムにより異動・増減等の最新情報を管理しているが、各課所有の紙台帳については当該システムと整合性のとれていないものや、所管替えしたにもかかわらず紙台帳が整備されていないものなどが散見された。

公有財産台帳については、規則第12条及び第14条にのっとり、各課で整備されることが望ましいが、既存の公有財産管理システムを全庁的に活用した財産管理事務を検討されたい。

なお、財産の貸付及び目的外使用許可業務については、令和3年度定期監査報告書において、マニュアルの整備及び全庁的な研修の実施について意見を付したところであるが、令和5年10月から導入されるインボイス制度も踏まえ、統一した事務が執行できるようマニュアルを早急に整備されたい。

（財政課）

### 2 補助金交付事務について【指導事項】

重点項目として設定した補助金交付事務については、監査の対象となる補助金を抽出し、申請から交付・確定を経て精算までの一連の関係書類の提出を求め監査を実施したところ、申請書類等の記載内容の誤りに気付かず、手続を完了したケースがあった。

小さな誤りでも度重なると重大な事故（事務誤り）につながる恐れがあるこ

とから、補助金交付事務においては審査を慎重に行うとともに、契約事務と同様、決裁の段階でのチェック体制や指導體制を整え、適切な事務執行に努められたい。

(全課共通事項)

(別 表)

## 監査の対象部課等、対象期間及び実施期間

| 対象部課等   | 対象期間                 | 実施期間                    |
|---|----------------------|-------------------------|
| 政策経営部<br>財政課、D X推進室、総務課、くらし安心課、企画政策課、契約検査課                    | 令和4年4月1日から同年8月31日まで  | 令和4年10月12日から令和5年3月14日まで |
| 市民部<br>生活環境課、税務課、市民生活課  |                      |                         |
| 保健福祉部<br>福祉課、安心サポートセンター、いきいき長寿課、健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、こども課 |                      |                         |
| 高尾野支所 総合市民課   |                      |                         |
| 野田支所 総合市民課  |                      |                         |
| 会計室   |                      |                         |
| 議会事務局   |                      |                         |
| 選挙管理委員会事務局  |                      |                         |
| 農業委員会事務局  |                      |                         |
| 監査委員事務局   |                      |                         |
| 公平委員会   |                      |                         |
| 保育園・施設<br>こども課こども施設係、米ノ津保育園、東出水保育園、学校給食センター、青年の家、消防本部         | 令和4年4月1日から同年9月30日まで  | 令和4年11月8日から令和5年3月14日まで  |
| 企業<br>水道課、下水道課、医療センター   | 令和4年4月1日から同年9月30日まで  | 令和4年11月11日から令和5年3月14日まで |
| 教育部<br>教育総務課、学校教育課、生涯学習課                                      | 令和4年4月1日から同年12月31日まで | 令和5年2月2日から同年3月14日まで     |
| 商工観光部<br>国体推進課、文化スポーツ課、ツル博物館、商工観光課                            | 令和4年4月1日から同年12月31日まで | 令和5年2月4日から同年3月14日まで     |
| 農林水産部<br>農林水産課、農政課  |                      |                         |
| 建設部<br>住宅課、都市計画課、道路河川課  |                      |                         |

# 令和4年度定期監査報告書

(学校・幼稚園部門)

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 第2 監査の対象部課等

幼稚園：米ノ津東小学校附属幼稚園、米ノ津小学校附属幼稚園、  
鶴荘学園附属幼稚園、野田小学校附属幼稚園

小学校：米ノ津東小学校、江内小学校、米ノ津小学校、  
高尾野小学校、野田小学校

中学校：野田中学校、米ノ津中学校、高尾野中学校

義務教育学校：鶴荘学園

高等学校：出水商業高等学校

## 第3 監査の着眼点及び実施内容

### 1 着眼点

令和4年度（令和4年4月から同年12月まで）の財務に関する事務等の執行について、次の項目に主眼を置き監査を実施した。

- (1) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入・支出事務が適切に行われているか。
- (3) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 財産の維持補修は適切になされているか。
- (5) 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
- (6) 物品の出納受払いは適正に行われ、出納簿、台帳等帳票類は整備されているか。
- (7) 物品の保管方法、場所は適切か。また、遊休物品、死蔵物品等はないか。

### 2 実施内容

監査に当たっては、諸帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、関係職員の事情聴取及び現地調査を行い、出水市監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき実施した。

## 第4 監査の期間

令和5年1月18日～同年3月14日

## 第5 監査の結果

前記の方法により監査した限りにおいて、事務事業は、おおむね適正に執行されていると認めたが、次のとおり、一部に改善等を要する事項が見受けられた。

なお、監査結果に係る指導事項等の判断基準は別紙「参考資料」のとおり区分し、本報告書に記載するに至らなかった「注意事項」については、監査結果の講評の際に文書及び口頭で指導した。

#### 1 薬品管理について【指摘事項】

薬品保管庫及び薬品の転倒防止策が講じられていないものがあった。

薬品については、定期的に在庫点検を行い、管理者（校長）が確認を行うなど管理を徹底され、事故のないよう努められたい。

また、薬品管理については、現地で直接指導するとともに、毎年定期監査報告書において指導・検討事項として掲載し、徐々に改善されてはいるが十分とは言えないことから、統一様式による運用及びマニュアルの整備について検討されたい。

（教育委員会）

#### 2 備品管理について【指導事項】

新規購入備品に、会計室から示されている備品票箋（備品シール）が貼付されていないものが多数見受けられた。これまでも再三指導しているが、室内で使用する備品は、指定の様式を使用され、また、屋外で使用する備品については備品票箋に倣い、必要項目を明記されたい。

（全学校）

【参考資料】

監査結果に係る指摘事項等の判断基準

【指摘事項】

- 1 法令、条例、規則、通達及び通知に違反していると認められるもの
- 2 書類の隠ぺい、改ざんその他故意による不正行為が認められるもの
- 3 事務処理が著しく適切を欠くと認められるもの
- 4 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- 5 経済性、効率性、有効性の観点から重大な問題があるもの
- 6 前回までの監査等で指導事項とされた事項について措置、是正又は改善されていないもの

【指導事項】

- 1 措置又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
- 2 上記のほか、特に指導すべき事項であると認められるもの
- 3 前回までの監査等で注意事項とされた事項について、是正、改善又は見直しされていないもの

【検討事項】

- 1 全庁的に是正、改善又は見直しが必要であると認められるもの
- 2 改善、是正又は見直しを進めるために、相当長期間にわたって時間を必要とすると認められるもの
- 3 その他、検討を要すると認められるもの

【注意事項】

- 1 指摘又は指導に至らない軽微な誤謬等で、かつ、速やかに是正されることが確実であると認められるもの